

令和2年3月11日 開会

令和2年3月 日 閉会

令和2年第1回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議案目次

報告第1号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について……………	P 1
報告第2号	和解の決定の専決処分について……………	P 3
承認第1号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を 求めることについて……………	P 5
承認第2号	令和元年度江差町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求め ることについて……………	P 9
議案第1号	令和元年度江差町一般会計補正予算（第10号）について……………	P 21
議案第2号	令和元年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）について……………	P 45
議案第3号	令和元年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について……………	P 57
議案第4号	令和元年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）について……………	P 73
議案第5号	令和2年度江差町一般会計予算について	
議案第6号	令和2年度江差町国民健康保険費特別会計予算について	
議案第7号	令和2年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について	
議案第8号	令和2年度江差町介護保険特別会計予算について	
議案第9号	令和2年度江差町公共下水道事業特別会計予算について	
議案第10号	令和2年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について	
議案第11号	令和2年度江差町港湾整備事業特別会計予算について	
議案第12号	令和2年度江差町奨学金特別会計予算について	
	令和2年度各会計予算議案（議案第5号～第12号）別冊	
議案第13号	令和2年度江差町水道事業会計予算について	
	令和2年度江差町水道事業会計予算議案（議案第13号）別冊	
議案第14号	江差町財政調整基金の処分について……………	P 75
議案第15号	第6次江差町総合計画「基本構想」の策定について……………	P 77
議案第16号	江差町課設置条例の一部を改正する条例について……………	P 79
議案第17号	町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について……………	P 81
議案第18号	江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について……………	P 83
議案第19号	江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につ いて……………	P 85
議案第20号	江差町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について……………	P 87
議案第21号	町道路線の認定について……………	P 89

報告第1号

和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年3月11日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について専決処分をしたので報告する。

専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和元年12月13日専決

江差町長 照 井 誉之介

和解及び損害賠償額の決定について

1 当事者

(甲) 江差町

代表者 江差町長 照 井 誉之介

(乙) A氏

2 事故の概要

(1) 令和元年11月1日午後3時20分頃、甲所管の車両を運転中、駐車していた乙の所有する車両へ接触し破損させた。

(2) 甲及び乙は、上記に起因する損傷について甲の責任において補修することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

3 和解の概要

(1) 甲及び乙は、上記に起因する車両の補修に係る費用が49,060円であると確認し、甲の加入する自動車損害共済にて補修とするものとする。

(2) 甲及び乙は、上記事故について今後どんな事情が生じても、いかなる名目を問わず各自相手方に対し何らの請求をしない。

報告第 2 号

和解の決定の専決処分について

和解の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 2 年 3 月 11 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

地方自治法第 180 条第 1 項に規定する、議会の委任による議決事件について専決処分をしたので報告する。

専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和2年1月29日専決

江差町長 照 井 誉之介

和解の決定について

1 当事者

(甲) A氏

(乙) 江差町

代表者 江差町長 照 井 誉之介

2 事故の概要

(1) 令和元年12月28日午前3時頃、甲の所有の自家用車において、発進時にアクセルとブレーキを踏み間違え、かもめ島入口にある乙所有の看板並びに水道設備に接触し破損させたものである。

(2) 甲及び乙は、上記に起因する損害について、甲の負担と責任において補修することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

3 和解の概要

(1) 甲及び乙は、上記に起因する看板並びに水道設備の補修に係る費用が合計724,400円であると確認し、甲の加入する損害賠償保険にて補修するものとする。

(2) 甲及び乙は、上記事故について今後どんな事情が生じても、いかなる名目を問わず各自相手方に対し何らの請求をしない。

承認第 1 号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を
求めることについて

固定資産評価審査委員会条例（平成 1 1 年条例第 1 9 号）について、地方自治法（昭和
2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同
条第 3 項の規定によりこれを報告する。

令和 2 年 3 月 1 1 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、固定資産評価
審査委員会条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて、議会の承認を求める
必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

令和元年12月16日専決

江差町長 照 井 誉之介

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例（平成11年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「行政不服審査法」を「行政不服審査法施行令」に改める。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、「。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。」を削り、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月16日から施行する。

承認第2号

令和元年度江差町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を
求めることについて

令和元年度江差町一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22
年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年3月11日提出

江差町長 照井 誉之介

ふるさと応援寄附金対策に係る経費を専決処分したことについて、議会の承認を
求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和2年1月15日専決
江差町長 照井 誉之介

令和元年度江差町一般会計補正予算（第9号）

令和元年度江差町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ32,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,059,539千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	企画費	ふるさと応援寄附金 対策	32,900				20,000	12,900	
計			32,900				20,000	12,900	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9地 方 交 付 税		2,317,994	12,900	2,330,894
	1地 方 交 付 税	2,317,994	12,900	2,330,894
15寄 附 金		55,401	20,000	75,401
	1寄 附 金	55,401	20,000	75,401
歳 入 合 計		6,026,639	32,900	6,059,539

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,021,826	32,900	1,054,726
	1 総務管理費	944,758	32,900	977,658
歳出合計		6,026,639	32,900	6,059,539

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税	2,317,994	12,900	2,330,894
15 寄附金	55,401	20,000	75,401
歳入合計	6,026,639	32,900	6,059,539

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	1,021,826	32,900	1,054,726			20,000	12,900
歳出合計	6,026,639	32,900	6,059,539	0	0	20,000	12,900

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
9 地方交付税	2,317,994	12,900	2,330,894
1 地方交付税	2,317,994	12,900	2,330,894
1 地方交付税	2,317,994	12,900	2,330,894
15 寄附金	55,401	20,000	75,401
1 寄附金	55,401	20,000	75,401
1 寄附金	55,401	20,000	75,401
歳入合計	6,026,639	32,900	6,059,539

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	12,900	普通交付税
1 寄附金	20,000	ふるさと応援寄附金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,021,826	32,900	1,054,726			20,000	12,900
1 総務管理費	944,758	32,900	977,658			20,000	12,900
6 企画費	246,505	32,900	279,405			20,000	12,900
歳出合計	6,026,639	32,900	6,059,539	0	0	20,000	12,900

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
11	需用費	5,893	消耗品費
12	役務費	3,839	通信運搬費 郵便料・送料
13	委託料	3,168	ふるさと応援寄附金事務委託
25	積立金	20,000	ふるさと応援基金積立金

議案第1号

令和元年度江差町一般会計補正予算（第10号）について

令和元年度江差町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ58,745千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,118,284千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年3月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和元年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、減額、その他変更をする必要が生じたことによる。

令和元年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	企画費	北の江の島“魅力・賑わい”創出モデル事業	▲ 548					▲ 548	
民生費	障害者福祉費	障害者医療給付	▲ 500	▲ 250	▲ 125			▲ 125	
民生費	障害者福祉費	障害福祉サービス等給付	▲ 8,000	▲ 4,000	▲ 2,000			▲ 2,000	
民生費	障害者福祉費	重度心身障害者医療給付	▲ 3,800		▲ 1,900			▲ 1,900	
民生費	児童福祉総務費	「子育て応援券」交付事業	▲ 830				▲ 830		
衛生費	保健衛生総務費	看護師等育成確保対策	▲ 3,300				▲ 1,300	▲ 2,000	
衛生費	保健衛生総務費	道立江差病院医師確保対策	▲ 1,500				▲ 1,500		
衛生費	予防費	子ども医療費助成	▲ 2,000		▲ 1,000		▲ 1,000		
衛生費	予防費	母子保健(妊娠・出産期支援)	▲ 780					▲ 780	
衛生費	予防費	母子保健(定期予防接種)	▲ 1,800					▲ 1,800	
衛生費	予防費	インフルエンザ予防接種支援	▲ 600					▲ 600	
衛生費	予防費	高齢者肺炎球菌予防接種支援	▲ 620					▲ 620	
衛生費	予防費	各種がん検診推進	▲ 2,500				▲ 320	▲ 2,180	
衛生費	予防費	健康診査・健康づくり活動推進事業	▲ 300					▲ 300	
衛生費	予防費	風しん追加的対策	▲ 300	▲ 150				▲ 150	
衛生費	予防費	不妊治療費助成等	▲ 1,100					▲ 1,100	
農林水産業費	農業振興費	産地生産力強化総合支援事業	▲ 3,840				▲ 2,000	▲ 1,840	

令和元年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
農林水産業費	水産業総務費	漂着木造船緊急対策事業	▲ 1,162		1,561			▲ 2,723	
商工費	観光費	“古くて新しいまち江差”観光振興(地域DMO)事業	▲ 3,000				▲ 3,000		
商工費	観光費	日本遺産地域活性化推進事業	▲ 6,000				▲ 6,000		
減額補正 計			▲ 42,480	▲ 4,400	▲ 3,464		▲ 15,950	▲ 18,666	
土木費	住宅建設費	新陣屋団地建設	0	▲ 10,900		10,900			財源更正
消防費	災害対策費	災害備蓄品整備	0		1,500			▲ 1,500	財源更正
財源更正 計				▲ 10,900	1,500	10,900		▲ 1,500	
総務費	戸籍住民登録費	社会保障・税番号制度に係る個人番号カード交付事務	1,300	1,300					
民生費	老人福祉費	社会福祉法人が行う利用者負担軽減事業補助	6,544		4,908			1,636	
教育費	小学校管理費	江差北小中学校暖房用ボイラー更新整備	4,573	1,524		3,000		49	
教育費	中学校管理費	江差北小中学校暖房用ボイラー更新整備	10,928	3,692		7,200		36	
教育費	小学校管理費	GIGAスクールネットワーク整備(ネットワーク整備)	23,214	11,575		11,500		139	
教育費	中学校管理費	GIGAスクールネットワーク整備(ネットワーク整備)	11,210	5,594		5,500		116	
教育費	小学校管理費	GIGAスクールネットワーク整備(端末整備)	27,696	8,325				19,371	
教育費	中学校管理費	GIGAスクールネットワーク整備(端末整備)	15,660	4,680				10,980	
教育費	図書館費	図書館資料整備	100				100		
計			58,745	21,390	2,944	38,100	▲ 15,850	12,161	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9地方交付税		2,330,894	12,161	2,343,055
	1地方交付税	2,330,894	12,161	2,343,055
12国庫支出金		588,844	21,390	610,234
	1国庫負担金	339,147	△4,400	334,747
	2国庫補助金	238,348	25,790	264,138
13道支出金		334,576	2,944	337,520
	1道負担金	217,939	△2,125	215,814
	2道補助金	98,417	5,069	103,486
15寄附金		75,401	100	75,501
	1寄附金	75,401	100	75,501
16繰入金		502,798	△6,630	496,168
	2基金繰入金	501,312	△6,630	494,682
18諸収入		137,779	△9,320	128,459
	3貸付金元利収入	96,714	△9,000	87,714
	6雑収入	30,788	△320	30,468
19町債		895,600	38,100	933,700
	1町債	895,600	38,100	933,700
歳入合計		6,059,539	58,745	6,118,284

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,054,726	752	1,055,478
	1 総務管理費	977,658	△548	977,110
	3 戸籍住民登録費	23,878	1,300	25,178
3 民生費		1,804,789	△6,586	1,798,203
	1 社会福祉費	1,549,407	△5,756	1,543,651
	2 児童福祉費	255,382	△830	254,552
4 衛生費		446,540	△14,800	431,740
	1 保健衛生費	446,540	△14,800	431,740
6 農林水産業費		208,830	△5,002	203,828
	1 農業費	131,060	△3,840	127,220
	3 水産業費	33,307	△1,162	32,145
7 商工費		246,313	△9,000	237,313
	1 商工費	246,313	△9,000	237,313
10 教育費		571,152	93,381	664,533
	2 小学校費	128,016	55,483	183,499
	3 中学校費	126,391	37,798	164,189
	5 社会教育費	87,512	100	87,612
歳出合計		6,059,539	58,745	6,118,284

第2表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
教育費	小学校費	江差北小中学校暖房用ボイラー更新整備	4,573
教育費	小学校費	G I G Aスクールネットワーク整備（ネットワーク整備）	23,214
教育費	小学校費	G I G Aスクールネットワーク整備（端末整備）	27,696
教育費	中学校費	江差北小中学校暖房用ボイラー更新整備	10,928
教育費	中学校費	G I G Aスクールネットワーク整備（ネットワーク整備）	11,210
教育費	中学校費	G I G Aスクールネットワーク整備（端末整備）	15,660

第3表 債務負担行為補正

(追加)

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
広報印刷製本	令和元年度～令和2年度	3,601
役場庁舎電気設備保守委託	令和元年度～令和2年度	364
役場庁舎エレベーター保守委託	令和元年度～令和2年度	650
役場庁舎玄関マット借上	令和元年度～令和2年度	110
事前予約制乗合タクシー運行委託	令和元年度～令和2年度	440
老人福祉センター浄化槽保守委託	令和元年度～令和2年度	218
福祉バス運行委託	令和元年度～令和2年度	2,870
在宅型総合福祉施設電気設備保守委託	令和元年度～令和2年度	148
在宅型総合福祉施設浄化槽保守委託	令和元年度～令和2年度	225
かもめ保育園電気設備保守委託	令和元年度～令和2年度	188
水堀排水機場電気設備保守委託	令和元年度～令和2年度	111
道の駅浄化槽保守委託	令和元年度～令和2年度	159
道の駅観光案内等業務委託	令和元年度～令和2年度	4,076
町営住宅浄化槽保守委託	令和元年度～令和2年度	221
円山第4団地エレベーター保守委託	令和元年度～令和2年度	428
スクールバス運行委託（小学校）	令和元年度～令和2年度	14,600
スクールバス運行委託（中学校）	令和元年度～令和2年度	15,750
町立小学校電気設備保守委託	令和元年度～令和2年度	596
町立小学校浄化槽保守委託	令和元年度～令和2年度	1,020
町立中学校電気設備保守委託	令和元年度～令和2年度	190
江差中学校エレベーター保守委託	令和元年度～令和2年度	608
運動公園電気設備保守委託	令和元年度～令和2年度	237

第4表 地方債補正

(追加)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
江差北小中学校暖房用ボイラー更新整備	10,200	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
G I G Aスクールネットワーク整備 (ネットワーク整備)	17,000	同上	同上	同上

(変更)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前 新陣屋団地建設	57,200	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後	68,100	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税	2,330,894	12,161	2,343,055
12 国庫支出金	588,844	21,390	610,234
13 道支出金	334,576	2,944	337,520
15 寄附金	75,401	100	75,501
16 繰入金	502,798	△6,630	496,168
18 諸収入	137,779	△9,320	128,459
19 町債	895,600	38,100	933,700
歳入合計	6,059,539	58,745	6,118,284

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	1,054,726	752	1,055,478	1,300			△548
3民生費	1,804,789	△6,586	1,798,203	△3,367		△830	△2,389
4衛生費	446,540	△14,800	431,740	△1,150		△4,120	△9,530
6農林水産業費	208,830	△5,002	203,828	1,561		△2,000	△4,563
7商工費	246,313	△9,000	237,313			△9,000	
8土木費	765,523	0	765,523	△10,900	10,900		
9消費費	239,477	0	239,477	1,500			△1,500
10教育費	571,152	93,381	664,533	35,390	27,200	100	30,691
歳出合計	6,059,539	58,745	6,118,284	24,334	38,100	△15,850	12,161

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計	
				項
				目
9 地方交付税	2,330,894	12,161	2,343,055	
1 地方交付税	2,330,894	12,161	2,343,055	
1 地方交付税	2,330,894	12,161	2,343,055	
12 国庫支出金	588,844	21,390	610,234	
1 国庫負担金	339,147	△4,400	334,747	
1 民生費国庫負担金	329,460	△4,250	325,210	
2 衛生費国庫負担金	1,130	△150	980	
2 国庫補助金	238,348	25,790	264,138	
1 総務費国庫補助金	14,375	1,300	15,675	
5 土木費国庫補助金	156,210	△10,900	145,310	
6 教育費国庫補助金	570	35,390	35,960	
13 道支出金	334,576	2,944	337,520	
1 道負担金	217,939	△2,125	215,814	
1 民生費道費負担金	210,395	△2,125	208,270	
2 道補助金	98,417	5,069	103,486	
1 民生費道費補助金	32,268	3,008	35,276	
2 衛生費道費補助金	5,894	△1,000	4,894	
3 農林水産業費道費補助金	55,976	1,561	57,537	

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1 地 方 交 付 税	12,161	普通交付税
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	△4,250	障害者医療給付 △250 障害福祉サービス等給付 △4,000
1 保 健 衛 生 費 負 担 金	△150	感染症予防事業費（風しん）
1 戸 籍 住 民 登 録 費 補 助 金	1,300	個人番号カード交付事業費補助金
3 住 宅 費 補 助 金	△10,900	社会資本整備総合交付金 新陣屋団地建設
1 小 学 校 費 補 助 金	21,424	学校施設環境改善交付金 （北小中ボイラー更新整備）1,524 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金（G I G Aスクールネットワーク整備）11,575 公立学校情報機器整備補助金 （G I G Aスクールネットワーク整備）8,325
2 中 学 校 費 補 助 金	13,966	学校施設環境改善交付金 （北小中ボイラー更新整備）3,692 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金（G I G Aスクールネットワーク整備）5,594 公立学校情報機器整備補助金 （G I G Aスクールネットワーク整備）4,680
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	△2,125	障害者医療給付 △125 障害福祉サービス等給付 △2,000
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	3,008	重度心身障害者医療給付 △1,900 介護サービス利用者負担軽減事業補助金 4,908
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	△1,000	乳幼児医療給付
3 水 産 業 費 補 助 金	1,561	北海道海岸漂着物等地域対策推進事業補助金 （漂着木造船緊急対策）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	
						項
						目
	7	消防費道費補助金	0	1,500	1,500	
15		寄附金	75,401	100	75,501	
	1	寄附金	75,401	100	75,501	
	1	寄附金	75,401	100	75,501	
16		繰入金	502,798	△6,630	496,168	
	2	基金繰入金	501,312	△6,630	494,682	
	2	過疎地域自立促進基金繰入金	34,000	△2,500	31,500	
	6	子育て応援基金繰入金	9,200	△830	8,370	
	8	元気づくり農業対策推進基金繰入金	5,000	△2,000	3,000	
	9	人材育成基金繰入金	4,000	△1,300	2,700	
18		諸収入	137,779	△9,320	128,459	
	3	貸付金元利収入	96,714	△9,000	87,714	
	1	貸付金元利収入	96,714	△9,000	87,714	
	6	雑入	30,788	△320	30,468	
	1	雑入	30,788	△320	30,468	
19		町債	895,600	38,100	933,700	
	1	町債	895,600	38,100	933,700	
	5	土木債	238,000	10,900	248,900	
	6	教育債	65,000	27,200	92,200	
歳入合計			6,059,539	58,745	6,118,284	

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	災害対策費補助金	1,500	地域づくり総合交付金（災害備蓄品整備）
1	寄附金	100	指定寄附金（図書館）
1	過疎地域自立促進基金繰入金	△2,500	道立江差病院医師確保対策 子ども医療費助成
			△1,500 △1,000
1	子育て応援基金繰入金	△830	「子育て応援券」交付
1	元気づくり農業対策推進基金繰入金	△2,000	産地生産力強化総合支援
1	人材育成基金繰入金	△1,300	看護師等育成確保対策
3	商工費貸付金償還金	△9,000	ぶらっと江差運営事業資金貸付金 江差観光まちづくり協議会事業資金貸付金
			△3,000 △6,000
2	雑入	△320	がん検診自己負担金
3	住宅債	10,900	新陣屋団地建設
1	中学校施設整備事業債	12,700	江差北小中学校暖房用ボイラー更新整備 G I G Aスクールネットワーク整備（中学校）
			7,200 5,500
2	小学校施設整備事業債	14,500	江差北小中学校暖房用ボイラー更新整備 G I G Aスクールネットワーク整備（小学校）
			3,000 11,500

(3) 歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
2 総務費	1,054,726	752	1,055,478	1,300			△548
1 総務管理費	977,658	△548	977,110				△548
6 企画費	279,405	△548	278,857				△548
3 戸籍住民登録費	23,878	1,300	25,178	1,300			
1 戸籍住民登録費	23,878	1,300	25,178	1,300			
3 民生費	1,804,789	△6,586	1,798,203	△3,367		△830	△2,389
1 社会福祉費	1,549,407	△5,756	1,543,651	△3,367			△2,389
3 老人福祉費	799,073	6,544	805,617	4,908			1,636
5 障害者福祉費	570,470	△12,300	558,170	△8,275			△4,025
2 児童福祉費	255,382	△830	254,552			△830	
1 児童福祉総務費	131,193	△830	130,363			△830	
4 衛生費	446,540	△14,800	431,740	△1,150		△4,120	△9,530
1 保健衛生費	446,540	△14,800	431,740	△1,150		△4,120	△9,530
1 保健衛生総務費	365,918	△4,800	361,118			△2,800	△2,000
2 予防費	65,968	△10,000	55,968	△1,150		△1,320	△7,530

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
8	報 償 費	△251	北の江の島構想関連事業
11	需 用 費	△120	燃料費
18	備 品 購 入 費	△177	海の家運営事業備品 △27 マリンスポーツ推進事業備品 △124 こどもマリン体験教室事業備品 △26
19	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,300	通知カード・個人番号カード関連事務交付金
19	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	6,544	社会福祉法人が行う介護サービス利用者負担額軽減事業補助
20	扶 助 費	△12,300	計画相談支援 △1,100 更生医療給付 △500 重度心身障害者医療費給付 △3,800 日中活動系サービス △5,600 居宅介護サービス △1,300
19	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△830	子育て応援・乳幼児おむつ等費用助成
21	貸 付 金	△4,800	看護師等養成学校等修学資金貸付 △3,300 道立江差病院医師研究資金貸付 △1,500
13	委 託 料	△6,900	がん検診委託料 △2,500 インフルエンザ予防接種委託（高齢者） △500 健康教育委託料 △300 高齢者肺炎球菌予防接種委託 △620 定期予防接種委託 △1,800 妊婦健診委託 △780 インフルエンザ予防接種委託（13歳未満） △100 抗体検査委託料 △300
19	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△1,100	不妊治療費助成
20	扶 助 費	△2,000	子ども医療費給付

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国道支出金	地方債	その他	
6	農林水産業費		208,830	△5,002	203,828	1,561		△2,000	△4,563
	1	農業費	131,060	△3,840	127,220			△2,000	△1,840
		2 農業振興費	13,413	△3,840	9,573			△2,000	△1,840
	3	水産業費	33,307	△1,162	32,145	1,561			△2,723
		1 水産業総務費	8,768	△1,162	7,606	1,561			△2,723
7	商工費		246,313	△9,000	237,313			△9,000	
	1	商工費	246,313	△9,000	237,313			△9,000	
		3 観光費	84,680	△9,000	75,680			△9,000	
8	土木費		765,523	0	765,523	△10,900	10,900		
	6	住宅費	175,163	0	175,163	△10,900	10,900		
		2 住宅建設費	115,157	0	115,157	△10,900	10,900		
9	消防費		239,477	0	239,477	1,500			△1,500
	1	消防費	239,477	0	239,477	1,500			△1,500
		4 災害対策費	6,231	0	6,231	1,500			△1,500
10	教育費		571,152	93,381	664,533	35,390	27,200	100	30,691
	2	小学校費	128,016	55,483	183,499	21,424	14,500		19,559
		1 学校管理費	96,608	55,483	152,091	21,424	14,500		19,559
	3	中学校費	126,391	37,798	164,189	13,966	12,700		11,132
		1 学校管理費	111,211	37,798	149,009	13,966	12,700		11,132

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
19	負担金補助及び交付金	△3,840	アスパラ等栽培施設整備補助 △500 土づくり支援事業補助 △2,250 施設園芸作物支援事業補助 △120 暗渠排水整備助成 △970
12	役務費	△632	手数料
13	委託料	△530	作業委託料
21	貸付金	△9,000	ぷらっと江差運営事業資金貸付金 △3,000 観光まちづくり協議会事業資金貸付金 △6,000
			財源更正
			財源更正
12	役務費	63	通信運搬費 電話料等
15	工事請負費	27,724	江差北小中学校暖房用ボイラー取替 4,573 G I G Aスクールネットワーク整備（ネットワーク整備） 23,151
18	備品購入費	27,696	G I G Aスクールネットワーク整備（端末整備） タブレット端末等
12	役務費	21	通信運搬費 電話料等
15	工事請負費	22,117	江差北小中学校暖房用ボイラー取替 10,928

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
5 社会教育費	87,512	100	87,612			100	
2 図書館費	10,593	100	10,693			100	
歳出合計	6,059,539	58,745	6,118,284	24,334	38,100	△15,850	12,161

単位：千円

節		説明
区分	金額	
		G I G Aスクールネットワーク整備（ネットワーク整備） 11,189
18 備 品 購 入 費	15,660	G I G Aスクールネットワーク整備（端末整備） タブレット端末等
18 備 品 購 入 費	100	図書資料整備

(4) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源	
						国 支 出	道 金	地 方 債		そ の 他
広報印刷製本	3,601			令和元 ～ 2	3,601				212	3,389
役場庁舎電気設備保守委託	364			令和元 ～ 2	364					364
役場庁舎エレベーター保守委託	650			令和元 ～ 2	650					650
役場庁舎玄関マット借上	110			令和元 ～ 2	110					110
事前予約制乗合タクシー運行委託	440			令和元 ～ 2	440					440
老人福祉センター浄化槽保守委託	218			令和元 ～ 2	218					218
福祉バス運行委託	2,870			令和元 ～ 2	2,870					2,870
在宅型総合福祉施設電気設備保守委託	148			令和元 ～ 2	148					148
在宅型総合福祉施設浄化槽保守委託	225			令和元 ～ 2	225					225
かもめ保育園電気設備保守委託	188			令和元 ～ 2	188				188	
水堀排水機場電気設備保守委託	111			令和元 ～ 2	111					111
道の駅浄化槽保守	159			令和元 ～ 2	159					159
道の駅観光案内等業務委託	4,076			令和元 ～ 2	4,076					4,076
町営住宅浄化槽保守委託	221			令和元 ～ 2	221				221	
円山第4団地エレベーター保守委託	428			令和元 ～ 2	428				407	21
スクールバス運行委託（小学校）	14,600			令和元 ～ 2	14,600					14,600
スクールバス運行委託（中学校）	15,750			令和元 ～ 2	15,750					15,750
町立小学校電気設備保守委託	596			令和元 ～ 2	596					596

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
						国 支 出 金	道 道 債	其 他	
町立小学校浄化槽保守委託	1,020			令和元 ～ 2	1,020				1,020
町立中学校電気設備保守委託	190			令和元 ～ 2	190				190
江差中学校エレベーター保守委託	608			令和元 ～ 2	608				608
運動公園電気設備保守委託	237			令和元 ～ 2	237				237

(5) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額		
1 普 通 債	2,060,762	1,931,716	225,200	213,295	1,943,621	
(5) 公 営 住 宅 債	533,635	552,039	82,100	56,554	575,185	
(7) 教 育 債	951,006	839,746	27,200	63,852	278,228	
合計	補正前の額	5,809,546	5,559,238	895,600	605,245	5,849,593
	補正額			38,100		38,100
	補正後の額	5,809,546	5,559,238	933,700	605,245	5,887,693

議案第2号

令和元年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）について

令和元年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,270千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ885,931千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和元年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加・減額をする必要が生じたことによる。

令和元年度 国民健康保険費特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
国民健康 保険事業 費納付金	医療給付費 分	一般被保険者医療給 付費分	0					100 ▲ 100	財源更正
保健事業 費	保健事業費	各種健診・予防接種助 成	▲ 350		▲ 350				
保健事業 費	特定健康診 査等事業費	特定健康診査等委託	▲ 1,100		▲ 1,100				
諸支出金	償還金及び 還付加算金	平成30年度特定健診 国庫・道費負担金返還	180					180	
計			▲ 1,270		▲ 1,450			180	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1国民健康保険税		136,468	△100	136,368
	1国民健康保険税	136,468	△100	136,368
4道支出金		645,856	△1,450	644,406
	1道補助金	645,856	△1,450	644,406
6繰入金		104,729	100	104,829
	2基金繰入金	0	100	100
7繰越金		1	180	181
	1繰越金	1	180	181
歳入合計		887,201	△1,270	885,931

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
5 保 健 事 業 費		17,988	△1,450	16,538
	1 保 健 事 業 費	8,287	△350	7,937
	2 特定健康診査等事業費	9,701	△1,100	8,601
8 諸 支 出 金		1,051	180	1,231
	1 償還金及び還付加算金	1,051	180	1,231
歳 出 合 計		887,201	△1,270	885,931

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	136,468	△100	136,368
4 道支出金	645,856	△1,450	644,406
6 繰入金	104,729	100	104,829
7 繰越金	1	180	181
歳入合計	887,201	△1,270	885,931

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
5保健事業費	17,988	△1,450	16,538	△1,450			
8諸支出金	1,051	180	1,231				180
歳出合計	887,201	△1,270	885,931	△1,450	0	0	180

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
1 国民健康保険税	136,468	△100	136,368
1 国民健康保険税	136,468	△100	136,368
1 一般被保険者国民健康保険税	136,157	△100	136,057
4 道支出金	645,856	△1,450	644,406
1 道補助金	645,856	△1,450	644,406
1 保険給付費等交付金	645,856	△1,450	644,406
6 繰入金	104,729	100	104,829
2 基金繰入金	0	100	100
1 基金繰入金	0	100	100
7 繰越金	1	180	181
1 繰越金	1	180	181
1 繰越金	1	180	181
歳入合計	887,201	△1,270	885,931

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	医療給付費分現年課税分	△100	医療給付費分現年課税分
2	保険給付費等交付金（特別交付金）	△1,450	都道府県繰入金（2号分） 特定健康診査等負担金
			△1,172 △278
1	財政調整基金繰入金	100	財政調整基金繰入金
1	前年度繰越金	180	前年度繰越金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
5 保健事業費	17,988	△1,450	16,538	△1,450			
1 保健事業費	8,287	△350	7,937	△350			
1 保健事業費	8,287	△350	7,937	△350			
2 特定健康診査等 事業費	9,701	△1,100	8,601	△1,100			
1 特定健康診査 等事業費	9,701	△1,100	8,601	△1,100			
8 諸支出金	1,051	180	1,231				180
1 償還金及び還付 加算金	1,051	180	1,231				180
1 償還金及び還 付加算金	1,051	180	1,231				180
歳出合計	887,201	△1,270	885,931	△1,450	0	0	180

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	△350	各種検診助成
13 委託料	△1,100	特定健診・がん検診受診率向上対策事業委託
23 償還金利息及び割引料	180	平成30年度特定健診国庫負担金返還 90 平成30年度特定健診道費負担金返還 90

議案第3号

令和元年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

令和元年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、それぞれ22,747千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ313,468千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和元年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算を減額・変更する必要が生じたことによる。

令和元年度 公共下水道事業特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
公共下水道費	下水道管理センター管理費	下水道管理センター管理	▲ 747				▲ 355	▲ 392	
公共下水道費	下水道管理センター管理費	下水道管理センター外長寿命化実施設計等	▲ 3,000	▲ 1,500		1,100	▲ 781	▲ 1,819	
公共下水道費	公共下水道施設費	公共下水道整備	▲ 19,000	▲ 9,500		▲ 9,500			
計			▲ 22,747	▲ 11,000		▲ 8,400	▲ 1,136	▲ 2,211	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1分担金及び負担金		22,822	△1,136	21,686
	1負担金	22,822	△1,136	21,686
2使用料及び手数料		38,436	△2,211	36,225
	1使用料	38,410	△2,211	36,199
3国庫支出金		36,000	△11,000	25,000
	1国庫補助金	36,000	△11,000	25,000
5町債		53,800	△8,400	45,400
	1町債	53,800	△8,400	45,400
歳入合計		336,215	△22,747	313,468

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 共 下 水 道 費		162,235	△22,747	139,488
	2 施 設 管 理 費	73,349	△3,747	69,602
	3 事 業 費	66,648	△19,000	47,648
歳 出 合 計		336,215	△22,747	313,468

第2表 債務負担行為補正

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
五勝手中継ポンプ場自家用電気工作物保安管理委託	令和元年度～令和2年度	270
江差・上ノ国下水道管理センター自家用電気工作物保安管理委託	令和元年度～令和2年度	390
江差・上ノ国下水道管理センター産業廃棄物（下水汚泥）収集運搬・処理委託	令和元年度～令和2年度	8,378

第3表 地方債補正

(変更)

単位：千円

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前	公共下水道整備	32,500	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合によ り償還年限を短縮し、また は低利に借り換えることが できる。
変更後		24,100	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	22,822	△1,136	21,686
2 使用料及び手数料	38,436	△2,211	36,225
3 国庫支出金	36,000	△11,000	25,000
5 町債	53,800	△8,400	45,400
歳入合計	336,215	△22,747	313,468

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1公共下水道費	162,235	△22,747	139,488	△11,000	△8,400	△1,136	△2,211
歳出合計	336,215	△22,747	313,468	△11,000	△8,400	△1,136	△2,211

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
1 分担金及び負担金	22,822	△1,136	21,686
1 負担金	22,822	△1,136	21,686
1 公共下水道費負担金	22,052	△1,136	20,916
2 使用料及び手数料	38,436	△2,211	36,225
1 使用料	38,410	△2,211	36,199
1 下水道使用料	38,410	△2,211	36,199
3 国庫支出金	36,000	△11,000	25,000
1 国庫補助金	36,000	△11,000	25,000
1 公共下水道費補助金	36,000	△11,000	25,000
5 町債	53,800	△8,400	45,400
1 町債	53,800	△8,400	45,400
1 下水道事業債	32,500	△8,400	24,100
歳入合計	336,215	△22,747	313,468

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
1 公 共 下 水 道 費 負 担 金	△1,136	上ノ国町負担金
1 下 水 道 使 用 料	△2,211	下水道使用料
1 公 共 下 水 道 費 補 助 金	△11,000	社会資本整備総合交付金 ストックマネジメント計画機器改築修繕 △1,500 公共下水道整備 △9,500
1 下 水 道 事 業 債	△8,400	公共下水道整備

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 公共下水道費	162,235	△22,747	139,488	△11,000	△8,400	△1,136	△2,211
2 施設管理費	73,349	△3,747	69,602	△1,500	1,100	△1,136	△2,211
2 下水道管理センター管理費	52,248	△3,747	48,501	△1,500	1,100	△1,136	△2,211
3 事業費	66,648	△19,000	47,648	△9,500	△9,500		
1 公共下水道施設費	66,648	△19,000	47,648	△9,500	△9,500		
歳出合計	336,215	△22,747	313,468	△11,000	△8,400	△1,136	△2,211

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
13	委託料	△3,747	下水道管理センター 電気・機械設備整備委託 △247 汚泥処理 △500 スtockマネジメント計画下水道管理センター外 機器改築修繕実施設計委託 △3,000
13	委託料	△8,000	公共下水道整備実施設計等委託
15	工事請負費	△11,000	江差1号枝線污水管渠新設工事

(4) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
五勝手中継ポンプ場 家用電気工作物保安管理委託	270	—		令和元 ～ 2	270				270
江差・上ノ国下水道管理センター 家用電気工作物保安管理委託	390	—		令和元 ～ 2	390			165	225
江差・上ノ国下水道管理センター 産業廃棄物（下水汚泥）収集運搬・処理委託	8,378	—		令和元 ～ 2	8,378			4,189	4,189

(5) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額		
下水道事業債	1,257,702	1,187,284	24,100	81,282	1,130,102	
合計	補正前の額	1,840,716	1,721,402	53,800	152,386	1,622,816
	補正額			▲ 8,400		▲ 8,400
	補正後の額	1,840,716	1,721,402	45,400	152,386	1,614,416

議案第4号

令和元年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）について

（総則）

第1条 令和元年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和2年3月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和2年度から委託する各種業務について、令和元年度中に契約する必要があることによる。

第1表 債務負担行為補正

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
水道メータ検針及び開閉 栓委託業務	令和元年度～ 令和2年度	4, 5 5 4
自家用電気工作物保安管 理委託業務	令和元年度～ 令和2年度	4 2 8

議案第 14 号

江差町財政調整基金の処分について

令和 2 年度江差町一般会計の財源不足を補填するため、江差町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第 6 条の規定により、財政調整基金を次のとおり処分するものとする。

- 1 処分する額 350,000,000 円
- 2 処分する時期 令和 2 年度中

令和 2 年 3 月 11 日提出

江差町長 照 井 誉之介

議案第15号

第6次江差町総合計画「基本構想」の策定について

第6次江差町総合計画「基本構想」を、次のように定める。

令和2年3月11日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

第6次江差町総合計画「基本構想」の策定について、江差町総合計画策定条例第5条の規定により議会の議決を経る必要があるもの。

議案第16号

江差町課設置条例の一部を改正する条例について

江差町課設置条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和2年3月11日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

課の分掌事務において、認定こども園を所掌する事務を新たに規定する必要があることから、条例を改正するもの。

江差町課設置条例の一部を改正する条例

江差町課設置条例（平成23年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条町民福祉課の項第5号中「保育所」の次に「及び認定こども園」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第17号

町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和2年3月11日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が導入されることから、町職員のサービスの宣誓に関する条例を改正するもの。

町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

町職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第18号

江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

江差町職員の給与に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和2年3月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

独自削減終了ため、江差町職員の給与に関する条例を改正するもの。

江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

江差町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項を削り、第7項を第5項とする。
附則別表第1を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第19号

江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和2年3月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

民法の一部改正等に伴い、江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例を改正するもの。

江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「第59条の規定に基づく」の次に「都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく」を、「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災区域の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業」を加える。

第9条第2項中「第1項」を「前項」に改め、同条第3項中「寡婦」の次に「(寡夫)」を加える。

第11条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人の連署する」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第14条第1項中「更生」を「更正」に改め、同条に次の1項を加える。

4 町長は、町営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則第8条で定める者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の町営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該町営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第15条第3項中「申告」の次に「又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加える。

第17条第1項中「第5項」を「第4項」に改める。

第29条第1項中「第14条第1項」の次に「及び第4項」を加え、同条第2項中「第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第31条第1項中「第1項及び」の次に「第4項並びに」を加える。

第34条第1項、第37条及び第38条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第41条第1項中「厚生労働省令・国土交通省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）」を「公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）」に改める。

第49条中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第51条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第20号

江差町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

江差町道路占用料徴収条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和2年3月11日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

道路法施行令の改正に伴い、江差町道路占用料徴収条例を改正するもの。

道路占用料徴収の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和28年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱（支柱・支線及び支線柱を含む）	1本につき1年	580円	
	電話柱（支柱・支線及び支線柱を含む）		340円	
	その他の柱類		34円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3円	
	地下に設ける電線その他の線類		2円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	330円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		680円	
	郵便差出箱	1個につき1年	280円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	670円	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	680円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1メートルにつき1年	14円	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		20円	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		30円	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		41円	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		61円	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		81円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		140円	
	外径が0.7m以上1m未満のもの		200円	
	外径が1m以上のもの		410円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	7円	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	67円	
	看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	67円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	670円
	標識	1本につき1年	440円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7円
その他のもの		1本につき1月	67円	
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	680円	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工所用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	67円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			68円	

備考

- 1 電柱及び電話柱に支柱又は支線（以下「支柱等」という。）が付設されている場合は支柱等を含めて単位とし、支柱等のみの占有の場合は支柱等をもって単位とする。
- 2 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 3 広告塔又看板の面積は表示部分の面積とする。
- 4 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは長さに0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 5 1件の占有許可に係る年度ごとの占有料の額が100円に満たない場合は占有料の額を100円とする。
- 6 占有期間が年ぎめで1年未満のときは月割計算し、1ヶ月未満の端数があるときには、1ヶ月として計算する。
- 7 占有期間が月ぎめの場合で1ヶ月未満のときは1ヶ月として計算する。
- 8 令とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）をいう。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 21 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、江差町道路線を下記のとおり認定する。

記

路線番号	路線名	区間	延長
313	柳崎 4 号通り	柳崎町 128 番地 5 地先から 柳崎町 92 番地 18 地先まで	246.8m
314	柳崎 5 号通り	柳崎町 135 番地 1 地先から 柳崎町 92 番地 19 地先まで	253.1m

令和 2 年 3 月 11 日提出

江差町長 照井 誉之介

